

- 二、女子ノ外出ハ午後九時迄認ムルコト
- 三、国元ヨリ招電ノ際ハ醫師ノ証明ナクモ取国セシムルコト
- 一、春秋ニ回会社員担ニテ運動会ヲ行ハレルコト
- 一、年ニ面五錢以上定期昇給サレタキコト
- 一、工具ハ全部会社負担ノコト
- 一、社宅寄宿舍以外ノ通勤者ニ通勤手当三円以上支給サレタキコト
- 一、皆勤手当ヲ支給サレタキコト
- 一、強制貯金ノ廢止

総同盟側オノ田歎願事項

- 一、電気部津田一馬復職ノ件
- 二、日給ニ割値上ノ件
- 三、休憩時間延長ノ件 (四十分)
- 四、退職手当制定ノ件

- 一、勤続一年未満ハ日給ノ二十五日分ヲ支給スルコト
- 二、勤続一年以上三年未満ハ一月ヲ増シ毎二日給一日分ヲ計算スルコト
- 三、勤続三年以上五年未満ハ一月ヲ増シ毎三日給二日分ヲ計算スルコト
- 四、勤続五年以上十年未満ハ一月ヲ増シ毎二日給三日分ヲ計算スルコト
- 五、勤続十年以上一月ヲ増シ毎二日給四日分ヲ計算スルコト
- 六、年ニ回定期昇給ヲスルコト (最低一回五錢以上)
- 七、皆勤賞典支給ノ件 (一月ニ対シテ二日分)
- 八、養老金取崩期間制定ノ件
- 九、三ヶ月トスルコト
- 一〇、三ヶ月経験エナレバ入社ノ日より受取ニスルコト
- 一一、住宅手当制定ノ件
- 一二、通勤者ニ対シテ一月四日支給スルコト
- 一三、指定下宿人ハ一月二日支給スルコト